

第 3 期復興実施計画の策定について

1 第 3 期復興実施計画の策定について

- 復興基本計画は、平成 23 年度から平成 30 年度までの 8 年間で全体計画期間としているが、実施計画は、これを 3 期に分けて策定することとしており、平成 29 年度から平成 30 年度までを第 3 期（更なる展開への連結期間）として位置付けている。



- 平成 28 年度は、現在推進している第 2 期復興実施計画の最終年度にあたることから、第 2 期復興実施計画の取組の総括を行うとともに、第 3 期復興実施計画を策定する。
- 第 3 期復興実施計画は、平成 28 年度までの復興の取組を踏まえ、平成 29 年度と 30 年度の 2 年間で復興を更なる展開へ導く計画とするもの。
- 具体的には、社会資本の整備、コミュニティやなりわいの再生などの復興を引き続き進めるとともに、将来にわたって持続可能な三陸地域を目指した取組も併せて進めていく必要があるため、第 3 期復興実施計画の取組方向、重視する視点、盛り込む事業や目標値等は、平成 28 年度に復興委員会、市町村及び住民・各種団体等との意見交換を行いながら策定していく。

2 策定スケジュール（案）について（資料 3 - 2）

（1）第 2 期復興実施計画の総括

「第 2 期復興実施計画の進捗状況」や「復興レポート 2016」の取りまとめ、復興に関する意識調査や復興インデックスなどの結果などを踏まえ、第 2 期復興実施計画の総括を行う。

（2）市町村、住民、各種団体等との意見交換

平成 28 年 8 月から 10 月にかけて第 3 期復興実施計画の方向性について、市町村、各種団体等との意見交換を行うほか、計画の一次案作成後、平成 29 年 1 月から 2 月にかけて地域説明会及びパブリックコメントを実施する。

（3）第 3 期復興実施計画の策定

- ア 第 2 期復興実施計画の総括に向けた作業を進めながら平成 28 年 7 月頃までに計画の方向性を定める。
- イ 市町村等との意見交換も踏まえ平成 29 年 1 月頃までに一次案を作成する。
- ウ 復興委員会での審議や地域説明会及びパブリックコメントを経て同年 3 月に二次案を復興委員会で審議いただき、計画を決定する。